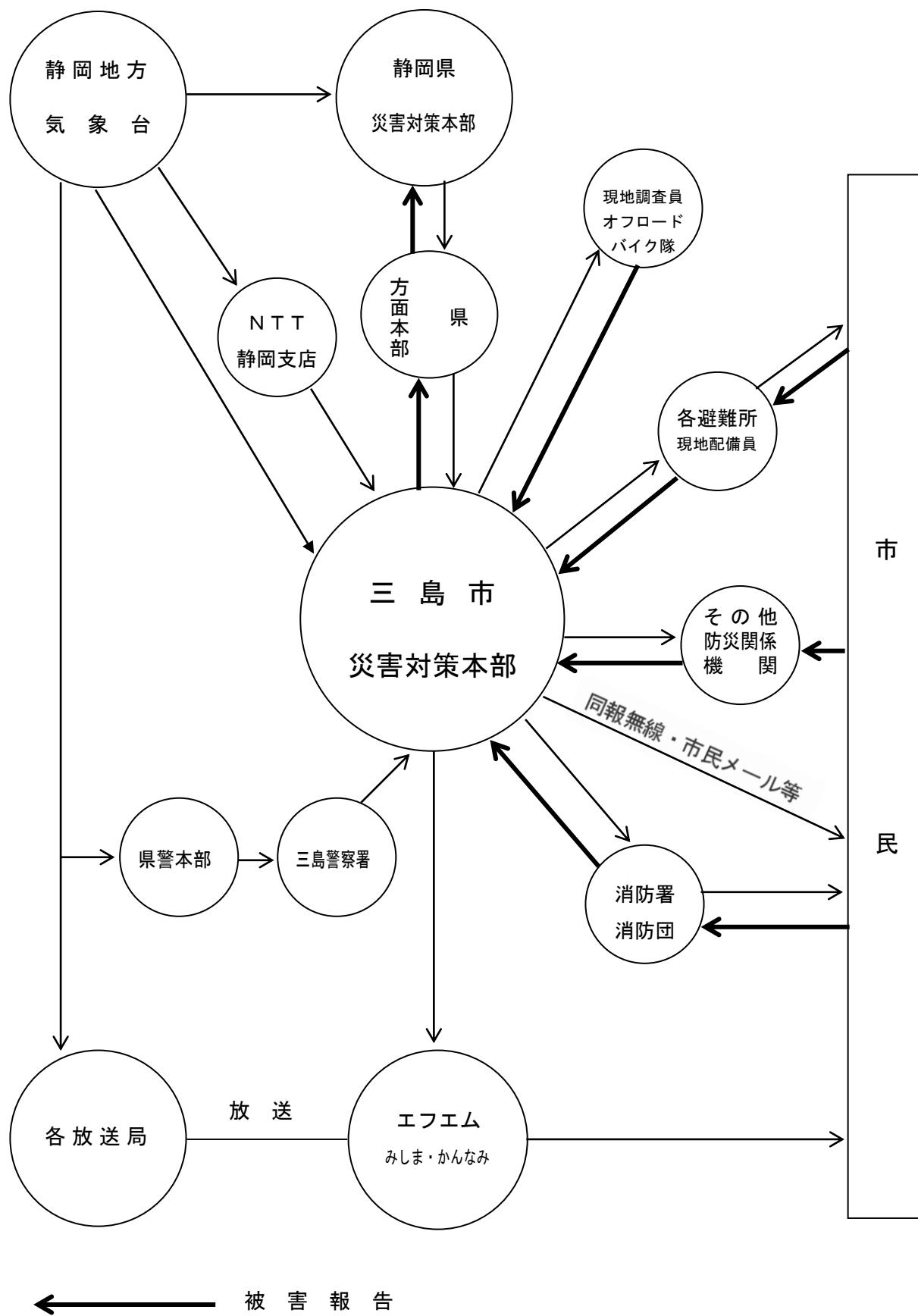


3. 情報・通信・広報活動

情報の収集・伝達通信系統図



情報伝達媒体一覧表

○情報伝達媒体

種類	保管場所	連絡先	備考
NTT 電話		すべて	
メール		すべて	
インターネット		すべて	
同時通報用無線	市民	すべて	
NTT FAX		すべて	
衛星携帯電話	本部室	すべて	NTT回線が使用不可でも使用可
県防災行政無線電話	本部室・危機管理課事務室	国・県・全国市町村	県とのホットライン 衛星回線・地上回線
県防災行政無線 FAX	危機管理課事務室	国・県・全国市町村	衛星回線・地上回線
市防災行政無線(移動系)	災害対策無線室・危機管理課事務室	市・防災関係機関	
IP無線	災害対策無線室・危機管理課事務室	防災関係機関	
簡易無線	災害対策無線室・危機管理課事務室	市・防災関係機関 ・自主防災組織	
Wi-Fi (デジタル戦略 課貸与)	同報無線室	すべて	NTT回線が利用できないとき でもインターネットが使用可

○伝達手段・ソフト

種類	伝達対象者	備考
ふじのくに防災情報提供システム (FUJISAN)	県	災害時情報共有システム(Lアラート)と連携
災害時情報共有システム (Lアラート)	国・県・報道機関・ライフライン事業者・公共交通事業者	一斉に配信するシステム
同時通報用無線	市民	J-ALERTと連携
エフエムみしま・かんなみ	市民	
ケーブルテレビ	市民	
市民メール (みしまるホツとメール)	市民	
緊急速報メール	市民	・ふじのくに防災情報提供システム(FUJISAN)から配信 ・各キャリアから配信
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」	市民	静岡県で運用するスマートフォン向けアプリ
ホームページ	市民	
X (旧ツイッター)	市民	
フェイスブック	市民	
LINE	市民	

三島市防災行政無線等管理規程

平成 14 年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三島市（以下「市」という。）の防災行政の責務を遂行するため、同報系防災行政無線（基地局、屋外受信局）、移動系防災行政無線（基地局、陸上移動局）、IP 無線及び簡易無線の適正な運用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程に基づく用語の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- (1) 防災行政無線とは、防災行政に関する無線設備をいう。
- (2) 無線局とは、電波による情報伝達を目的とする防災行政無線設備及び IP 無線設備並びにその操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基地局とは、市役所に開設した固定局（送受信機と指令卓）をいう。
- (4) 屋外受信局とは、市内各所に設置され受信部、電源部、拡声スピーカーで構成される無線設備をいう。
- (5) 陸上移動局とは、車載又は、携帯する無線機をいう。
- (6) IP 無線とは、携帯電話網等のデータ通信機能を利用したプレストーク（PTT）方式の移動体通信をいう。
- (7) 簡易無線とは、150MHz 帯、400MHz 帯を利用する無線通信をいう。

(管理部課)

第 3 条 無線局の統括管理は、企画戦略部危機管理課があたるものとする。

(無線局の無線管理者)

第 4 条 無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、無線局の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。
- 3 無線管理者は、危機管理監をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 5 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信担当者に無線局の管理運用を行わせるものとする。
- 3 通信取扱責任者は、危機管理課長があたるものとする。

(通信担当者)

第 6 条 通信担当者は、無線従事者（電波法第 40 条）のうち、無線管理者が認めたものとする。

- 2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行うものとし、無線業務日誌の記載を行うものとする。
- 3 通信担当者は、基地局及び陸上移動局の無線設備を操作する通信取扱者（以下「通信者」という。）を指揮監督する。
- 4 無線管理者は、通信者の適正配置に努めるものとする。

(通信者)

第 7 条 通信者は、通信担当者の管理のもとに、電波関係法令を遵守し、法令に基づき無線設備の操作を行うものとする。

2 通信者は、無線局に携わる一般職員とする。

(秘密の保持)

第 8 条 通信の業務に従事するものは、その職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(時間外勤務体制)

第 9 条 無線管理者は、日曜、休日等、その他勤務時間外に無線局運用の必要が生じた場合は、

通信担当者及び必要な通信者に時間外勤務を命じ、通信の運用にあたらせるものとする。

(無線局の構成等)

第 10 条 無線局の構成は、別に定める構成表のとおりとする。

2 無線局の呼出名称、設置場所等は、別に定める。

(通信の原則)

第 11 条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開局の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は非常通信を優先する。

(通信の種類)

第 12 条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 非常通信とは、災害の発生等非常の場合の通信をいう。

(2) 普通通信とは、平常に行う通信をいう。

(3) 訓練通信とは、訓練の通信をいう。

(4) 他系通信とは、隣接他市町村との災害時相互応援協定に基づく非常通信及び訓練通信をいう。

(通信の統制)

第 13 条 無線管理者は、非常災害時及びその他通信の円滑な運用を確保するに必要と認めたときは、通信の統制を行うものとする。

(他無線局との関係)

第 14 条 無線管理者は、同一周波数を使用する他無線局及び関係無線局と連絡調整を行い、災害時等における通信の円滑な運用に万全を期するものとする。

(通信訓練)

第 15 条 無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な通信訓練を毎年 1 回以上行うものとする。

(事故の場合)

第 16 条 通信担当者は、無線設備が事故のため、通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をするとともに通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに専門業者に修理させるとともに無線管理者に報告するものとする。

(指揮命令)

第 17 条 非常災害時における無線局運用は、災害対策本部長（災害対策本部が設置されていないときは、市長とし、以下同様とする。）の命を受け、無線管理者が通信担当者を指揮するものとする。

(要員体制)

第 18 条 無線管理者は、非常災害が発生し、又はそのおそれがあると予想されるときは、直ちに通信担当者を無線局に勤務させ、通信確保に必要な措置をとらなければならない。

2 通信担当者は、前項の命を受け、又は覚知したときは、勤務時間内外を問わず、直ちに無線局に勤務し、無線管理者の指揮を受け、通信の運用に万全を期する。

(陸上移動局の配備)

第 19 条 無線管理者は、非常災害が発生し、又はそのおそれがあると予想されるときは、必要な場所に移動局を配備する。

(職員の研修)

第 20 条 無線管理者は、通信者に対して電波法令及び無線局運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(無線業務日誌)

第 21 条 通信担当者は、通信に関して必要に応じて、無線業務日誌に必要事項を記入し、通信取扱責任者に報告するものとする。

(報告等)

第 22 条 無線管理者は、電波法第 80 条に該当する場合は、総務大臣に報告する。

2 無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、電波法第 51 条に定める防災行政無線選解任届を東海総合通信局長に提出するものとする。

(備付簿冊等)

第 23 条 無線局に備え付ける簿冊等は、次の各号に掲げるものとし(電波法第 60 条関連)、無線管理者は、これを管理保存するものとする。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌 使用を終わった日から 2 年間保存する。
- (6) 無線業務日誌抄録
- (7) 無線検査簿
- (8) 無線従事者選・解任届の写
- (9) 無線管理規程

(無線設備の保全)

第 24 条 無線管理者は、無線機保存のため、年 1 回以上定期点検をし、機器の保全に努めるものとする。

2 定期点検は、施行業者と保守委託契約を結び、点検の方法及び項目については、契約書によりとりきめるものとする。

3 通信担当者は、非常電源の機能試験を定期的に行うものとする。

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

三島市同報無線運営要領

平成 14 年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三島市防災行政無線等管理規程第 25 条の規程に基づき必要な事項を定める。

(運用の範囲)

第 2 条 同報無線により通報できる範囲は次の各号に定めるものとする。

- (1) 各種災害情報及びその予報・注意報・警報・その他災害に関する必要な通報
- (2) 公害情報及びその予報・注意報・警報・その他公害に関する必要な通報
- (3) 人命・財産その他住民の生活に重大な影響を与える場合又はそのおそれがある場合の通報
- (4) 行政についての周知又は協力を必要とする事項
- (5) その他前項に準ずる事項で、市長が特に必要とする事項

(通報の種類)

第 3 条 通報の種類は次のとおりとする。

- (1) 緊急通報 非常災害時及びその発生が予測される場合、重要事項で緊急に多数の住民に伝達を必要とする場合に隨時行う通報。
- (2) 一般通報 一般的な行政事務に必要な通報で定時又は隨時行う。

(通報の方法)

第 4 条 通報の方法は次のとおりとする。

- (1) 一斉通報 全域に行う通報で全子局に通報する。
- (2) 地区別通報 地区別に行う通報で子局を選択して通報する。

(通報の順序)

第 5 条 通報の順位は、緊急通報を第一順位とし、その他は受付順序による。但し緊急通報が重なる場合は、無線管理者が内容を審査して順位を決めるものとする。

(通報の時間)

第 6 条 一般通報及びチャイム通報は、原則として毎日定時とし緊急通報はその必要が生じた場合隨時行うものとする。

(通報の依頼)

第 7 条 通報を希望する所属の長は、別紙様式第 1 号の依頼書により希望する日の 3 日前までに広報広聴課に提出しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(その他)

第 8 条 この要領以外の通報事項については、事前に無線管理者に連絡し、通報の許可を得るものとする

附 則

この要領は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

同報無線屋外受信局一覧表

(親局)

災害対策本部	呼出符号	周波数 68.895MHz
(市役所) 983-2650	こうほうみしま	出力 5W

(子局)

	設置地区	設置台数	選択呼出
屋外受信局	旧市内	東部 26台	1 · 11 · 21
		中部 12台	2 · 12 · 22
		西部 13台	3 · 13 · 23
	北上地区	35台	4 · 14 · 24
	錦田地区	44台	5 · 15 · 25
	中郷地区	43台	6 · 16 · 26
計		173台	

	設置地区	設置台数	選択呼出
戸別受信機	中学校	7台	37
	小学校	14台	38
	幼稚園	20台	39
	保育園	20台	39
	公共施設	40台	10 · 40
	障害者世帯	100台	20 · 35
計		201台	

同報無線屋外受信局一覧表

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	入ビーカー	受信機型式
1	東町NO.1	八幡神社	東町9-20	ダイボール	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
2	文教町2丁目NO.1	消防北分遣所	文教町2丁目 1-32	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	4	1710
3	大社町NO.1	協立無線	大社町16-2	ダイボール	屋上(壁面)	1982/02	B	4	1710
4	日の出町NO.1	守綱八幡神社	日の出町6-10	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
5	東本町2丁目NO.1	ノジマ	東本町2丁目 1-55	三素子八木	エースマストS-18X	2014/03	A	3	1985
6	東町NO.2	東幼稚園	東町10-12	三素子八木	パンザマストR-312	1977/10	A	4	1710
7	大社町NO.2	日隅神社	大社町8-12	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	5	1710
9	東本町2丁目NO.2	間眠神社	東本町2丁目 11-38	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	4	1710
10	南二日町NO.1	太田資源	南二日町7-4	三素子八木	パンザマストR-314	1982/02	B	4	1710
11	南二日町NO.2	横浜ゴムアパート	南二日町15	三素子八木	パンザマストR-315	1982/02	B	4	1710
12	大宮町2丁目NO.1	河野達夫宅	大宮町 2丁目 12-21	三素子八木	エースマストS-18X	1982/02	A	4	1703
13	大宮町2丁目NO.2	堀池敏夫子宅	大宮町2丁目 7-3	三素子八木	パンザマストR-317	1982/02	B	4	1710
14	大宮町3丁目NO.1	菰池公園	大宮町3丁目 20	ダイボール	パンザマストR-318	1982/02	A	4	1710
15	文教町1丁目	三島駅北口ポケットパーク	文教町1丁目 2794-3	三素子八木	エースマストS-18X	2018/03	A	4	1710
16	加茂川町NO.1	集会所	加茂川町18-4	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	4	1703
17	若松町	かわせみ公園	若松町4369地先	ダイボール	エースマストS-18XM	1982/02	A	4	1710
18	富田町	旧消防署訓練場	富田町3-30	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	3	1710
19	長伏NO.4	長伏公園駐車場	長伏274-3	三素子八木	エースマストS-18X	2017/09	A	4	1985
20	中央町NO.1	市営駐車場	中央町1-8	三素子八木	鋼管柱	1982/02	A	4	1710
21	南田町NO.1	南田町広場	南田町4-36	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	6	1985
22	芝本町NO.2	ヒロセパーク	芝本町10-36	三素子八木	屋上	1982/02	B	5	1710
23	中央町NO.2	鈴木塗装店	中央町6-27	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	5	1710
24	一番町	三島商工会議所	一番町2-29	三素子八木	屋上ポール	2009/01	A	3	1985
25	南本町NO.1	柔道会館	南本町12-23	ダイボール	パンザマストR-313	1982/02	A	5	1710
26	南本町NO.2	社会福祉会館	南本町20-30	ダイボール	屋上(壁面)	1978/08	B	4	1703
27	南本町NO.3	共栄ビル	南本町3-26	ダイボール	屋上鉄塔(壁面)	1979/10	B	4	1703
28	北田町	市役所	北田町4-47	ダイボール	屋上ポール(壁面)	1982/02	B	6	1985
29	中田町NO.1	キリスト教会	中田町12-9	ダイボール	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1710

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
30	南田町NO.2	南中学校	富田町6-18	ダイポール	屋上(壁面)	1982/02	A	4	1710
31	西本町NO.2	佐藤文具店横	西本町8-10	ダイポール	パンサマストR-313	1979/02	A	4	1703
32	緑町NO.2	緑町佐野保育園	緑町12-12	ダイポール	パンサマストR-312	1979/02	B	4	1703
33	三好町	ハックドラック駐車場	三好町6-25	三素子八木	パンサマストR-312	1982/02	A	4	1710
34	広小路町	大中島会館	広小路町13-1	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	4	1710
36	加屋町	秋葉神社	加屋町4-6	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	4	1710
37	清住町	電業社資材置場	清住町11	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	A	3	1710
38	緑町NO.1	電業社	緑町10-24	ダイポール	コンクリート柱	1982/02	A	7	1985
39	西本町NO.1	消防西分遣所跡	西本町3-37	ダイポール	火の見やぐら	1982/02	A	3	1710
40	泉町	富岡屋菓子店奥	泉町13-3	ダイポール	パンサマストR-312	1978/08	A	4	1703
41	寿町NO.1	楽寿園地内	一番町15-19	三素子八木	エースマストS-18X	1982/02	B	5	1710
42	西若町	若宮神社	西若町8-7	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	4	1710
43	壱町田NO.1	壱町田公民館	壱町田110	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	6	1710
44	佐野NO.1	高須鉄工所前	佐野172-7	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	4	1703
45	萩NO.1	萩公民館	萩320	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	5	1710
46	芙蓉台NO.1	芙蓉台公民館	芙蓉台2丁目15-1	ダイポール	パンサマストR-313	1979/02	A	4	1703
47	徳倉NO.1	徳倉晴山台公園	徳倉747-54	ダイポール	パンサマストR-313	1979/10	A	6	1735
48	徳倉NO.2	徳倉グラウンド	徳倉1丁目4	ダイポール	パンサマストR-312	2010/02	A	5	1985
49	徳倉NO.3	八乙女神社	徳倉649	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	B	5	1710
50	徳倉NO.4	徳倉宮川河川敷	徳倉3丁目16-16	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	A	4	1735
51	徳倉NO.5	市道	徳倉1丁目17-17	ダイポール	パンサマストR-312	1982/02	A	4	1985
52	幸原	幸原公民館	幸原町1丁目10-39	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	A	4	1710
53	壱町田NO.2	八幡神社	壱町田75-1	ダイポール	パンサマストR-312	1982/02	B	4	1710
54	千枚原	千枚原公園	千枚原8-14	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	A	4	1710
55	富士ビレッジNO.1	児童館	富士ビレッジ50	ダイポール	パンサマストR-312	2015/12	B	4	1985
56	光ヶ丘NO.1	光ヶ丘公民館	光ヶ丘19	三素子八木	パンサマストR-312	1982/02	B	4	1703
57	光ヶ丘NO.2	県営アパート	光ヶ丘23	三素子八木	パンサマストR-312	1982/03	B	4	1703
58	沢地NO.1	沢地公民館	沢地280-5	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	3	1710
59	加茂NO.1	かも公園	加茂167	三素子八木	パンサマストR-313	1979/10	A	5	1875
60	東富士見	東富士見公民館	東富士見251	ダイポール	パンサマストR-312	1982/02	A	4	1710
61	川原ヶ谷	川原ヶ谷公民館	川原ヶ谷85-4	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	4	1703

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
62	緑ヶ丘	緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘270-20	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
63	初音	飯島自動車	川原ヶ谷548	三素子八木	パンサマスト R-312	1977/10	A	4	1710
64	小山	小山公民館	谷田(小山)54	ダイポール	パンサマスト R-312	1977/10	B	4	1735
65	塚原	塚原公民館	塚原新田14	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	5	1710
66	市山	市山公民館	塚原新田405-3	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
67	三ツ谷NO.1	農協坂支所	三ツ谷新田25-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
68	笹原NO.1	笹原公民館	笹原新田195	三素子八木	パンサマスト R-313	2016/10	A	3	1985
69	山中	山中公民館	山中新田52	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
70	旭ヶ丘	旭ヶ丘公園	旭ヶ丘7-17	三素子八木	パンサマスト R-312	1978/08	B	4	1703
71	初音台	はつね公園	初音台4-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1979/10	A	5	1703
72	小山中島	小山中島公民館	谷田1240-1	ダイポール	パンサマスト R-313	1982/02	A	5	1710
73	桜ヶ丘	市道	谷田(桜ヶ丘)1124	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
74	中	中公民館	中84-6	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
75	谷田	谷田公民館	谷田352-3	三素子八木	パンサマスト R-313	2017/12	B	4	1985
76	御門NO.1	私有地	谷田(御門)495-1	ダイポール	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
77	夏梅木NO.1	夏梅木公民館	谷田(夏梅木)549-5	三素子八木	パンサマスト R-313	2016/10	A	4	1985
78	夏梅木NO.2	つつじヶ丘	谷田2023-6	三素子八木	パンサマスト R-313	1980/09	A	5	1703
79	並木	錦田公民館	谷田(並木)973-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	5	1710
80	竹倉NO.1	竹倉公民館	竹倉290	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
81	玉沢NO.1	公民館南	玉沢441-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
82	玉沢NO.2	長塚貞三宅	玉沢267-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1703
83	台崎	台崎公民館	谷田(台崎)2301-103	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	2	1875
84	山田NO.1	山田公民館	川原ヶ谷764-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	3	1710
85	小沢	公民館前用水路横	小沢1037	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
86	元山中	元山中公民館	川原ヶ谷(元山中)1184	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
87	青木	青木公民館	青木74-1	ダイポール	パンサマスト R-312	1982/02	B	4	1710
88	八反畠NO.2	鈴木工務店	八反畠117-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1979/10	B	5	1703
89	安久NO.1	瀬川ハイム南	安久283	三素子八木	パンサマスト R-312	1982/02	A	4	1710
90	玉川	玉川公民館	玉川98	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	5	1710
91	新谷	新谷公民館	新谷157	ダイポール	パンサマスト R-312	1982/02	A	4	1710
92	藤代町NO.1	藤代町公民館	藤代町13-10	ダイポール	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
93	藤代町NO.2	市営藤代住宅	藤代町6-2	三素子八木	エースマストS-18X	1978/08	A	4	1703
94	平田NO.1	平田公民館	平田46-3	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1703
95	松本NO.1	松本公民館	松本295-1	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	5	1710
96	長伏NO.1	長伏公民館	長伏619	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	4	1710
97	御園NO.1	御園公民館	御園489-1	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	4	1710
98	鶴喰	鶴喰公民館	鶴喰28-3	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1703
99	八反畠NO.1	八反畠公民館	八反畠36	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
100	中島NO.1	中島公民館	中島313-14	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1710
101	梅名NO.1	ポテト横馬頭観音	梅名108-1	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	4	1710
102	北沢	北沢公民館	北沢27	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
103	多呂	多呂公民館	多呂137	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1710
104	大場NO.1	大場公会堂	大場20	三素子八木	パンザマストR-312	2010/06	B	4	1985
105	大場NO.2	稲荷神社	大場102	三素子八木	パンザマストR-313	1979/10	A	4	1703
106	大場NO.3	ディサービスダイバ	大場392-2	三素子八木	パンザマストR-312	1977/10	B	4	1875
107	大場NO.4	赤王集会所	大場833	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	5	1710
108	寿町NO.2	三島信用金庫本部	長泉町下土狩96-3	ダイボール	屋上(壁面)	1982/03	A	3	1703
109	大宮町3丁目NO.2	順天堂大学キャンパス	大宮町3丁目7-33	三素子八木	エースマストS-18X	2019/03	B	4	1985
110	芙蓉台NO.2	ふよう公園	芙蓉台2丁目1-11	三素子八木	パンザマストR-313	1982/03	B	4	1703
111	加茂NO.2	きじ公園	加茂61-1	三素子八木	パンザマストR-313	2019/03	B	4	1703
112	小山押切	緑地	小山押切1348-4	ダイボール	パンザマストR-313	1982/03	B	4	1703
113	パサデイタウンNO.1	赤王山公園	大場1086-115	三素子八木	パンザマストR-313	1982/03	A	4	1703
114	南二日町NO.3	市営南二日町住宅	南二日町21-12	ダイボール	パンザマストR-313	1982/11	B	4	1703
115	徳倉NO.6	ヴァンペール92番館横	徳倉925-9	三素子八木	パンザマストR-313	1982/11	A	5	1703
116	平田NO.2	芹沢紀孝宅	平田126-5	三素子八木	パンザマストR-313	1982/11	B	4	1703
117	幸町	清水秀男宅	幸原町1丁目 7-7	ダイボール	パンザマストR-313	1982/11	B	4	1703
118	安久NO.2	安久区管理地	安久456-22	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	4	1735
119	栄町NO.2	栄町墓地公園	栄町10-53	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	A	4	1735
120	パサデイタウンNO.2	水道管理地	大場1086-214	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	4	1735
121	萩NO.2	市道	萩166	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	4	1735
122	文教町2丁目NO.2	体育館第2駐車場	文教町2丁目 10	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	5	1735
123	佐野NO.2	本間勇次宅	佐野547-1	三素子八木	パンザマストR-313	1984/12	B	4	1735

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
124	佐野NO.3	長戸呂橋	佐野14-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	A	4	1735
125	塚の台	錦田グラウンド	谷田(塚の台)1665-142	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	B	4	1735
126	西旭ヶ丘	公園	西旭ヶ丘4041-10	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	B	6	1735
127	富士見台NO.1	富士見台自治会館	富士見台39-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	A	4	1735
128	幸原NO.2	耳石神社	幸原町2丁目 13-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
129	梅名NO.2	梅名自治会館	梅名230-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
130	梅名NO.3	佐藤倉庫	梅名417	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	A	4	1735
131	梅名NO.4	稲荷神社	梅名719	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
132	谷田NO.2	ポテト南側	谷田335-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
133	御園NO.2	日大グラウンド 西側	御園649-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	B	4	1735
134	御門NO.2	別命神社	御門290-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	B	4	1735
135	沢地NO.2	沢地大橋	沢地120-3	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	A	4	1735
136	松本NO.2	松本南交差点東側	松本239	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	A	5	1735
137	徳倉NO.7	公園	徳倉2丁目 19-29	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	B	4	1735
138	山田NO.2	出荷所	山田742	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	A	4	1735
139	南町	東芝テック	南町6-78	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	B	4	1735
140	三ツ谷NO.2	宮沢勝宅	三ツ谷新田161	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	A	4	1735
141	三ツ谷NO.3	三ツ谷公民館	三ツ谷新田434-3	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	A	4	1735
142	富士見台NO.2	水道タンク	富士見台10	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	B	4	1735
143	松本NO.3	マイホームセンター 入口	松本315	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	5	1735
144	松本NO.4	片岡屋三島営業所	松本280-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	5	1735
145	富士ビレッジNO.2	市営千枚原住宅	千枚原3	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	4	1735
146	長伏NO.2	長伏小学校	長伏226-5	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	5	1735
147	加茂川町NO.2	近藤喜久雄宅	加茂川町11-10	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	5	1735
148	柳郷地	柳郷地集会所	柳郷地136	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	4	1735
149	玉沢NO.3	石渡君夫宅	玉沢9	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	4	1735
150	中島NO.2	県企業局中島浄水場 中島141-8		三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	4	1735
151	安久NO.3	安久区管理地	安久28-8	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	6	1735
152	芙蓉台NO.3	芙蓉台南交差点	徳倉838-55	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	4	1735
153	三恵台NO.1	公園	三恵台16-8	三素子八木	パンサマスト R-313	1990/12	A	5	1735
154	加茂NO.3	もず公園	加茂32-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1990/12	B	4	1735

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
155	夏梅木NO.3	大川工務店	夏梅木658-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1990/12	A	4	1735
156	御園NO.3	新城橋東側	御園392-2	三素子八木	パンザマスト R-313	1990/12	A	4	1735
157	東大場NO.1	東大場集会所	東大場1丁目 33-9	三素子八木	パンザマスト R-313	1990/12	B	4	1735
158	笹原NO.2	今井多賀志宅	笹原新田1934-3	三素子八木	パンザマスト R-313	1992/02	B	4	1735
159	パサディナタウンNO.3	パサディナタウン集会所 横	大場1086-644	三素子八木	パンザマスト R-313	1992/02	B	4	1735
160	竹倉NO.2	八王子神社	竹倉20-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1992/02	B	4	1735
161	大場NO.5	セブンイレブン三島 大場駅前店	大場92-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1993/02	A	4	1860
162	大場NO.6	取上川処橋東	大場409-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1993/02	B	4	1860
163	長伏NO.3	長伏工業団地	長伏155-9	三素子八木	エースマストS- 18X	1993/02	B	4	1860
164	芙蓉台NO.4	自然公園	芙蓉台3丁目 4-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1994/02	A	4	1860
165	大場NO.7	加藤照夫宅	大場660-2	三素子八木	パンザマスト R-313	1994/02	B	4	1860
167	富士ビレッジNO.3	公園	富士ビレッジ50-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1995/01	A	4	1860
168	沢地NO.3	中沢地橋南側	沢地(富士見台)789-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1995/01	A	4	1860
169	東大場NO.2	グラウンド	東大場1丁目 33	三素子八木	パンザマスト R-313	1995/01	A	4	1860
170	佐野見晴台	やまばと公園	佐野見晴台1丁目9番地	三素子八木	パンザマスト R-313	1996/03	A	4	1875
172	安久No.4	新川橋	安久654-1	三素子八木	パンザマスト R-313	2002/03	B	4	1875
173	錦が丘	調整池西側	錦が丘1	三素子八木	パンザマスト R-313	2003/02	B	4	1875
174	松が丘	松が丘公園	松が丘1-7	三素子八木	パンザマスト R-313	2004/02	A	4	1875
175	東壱町田	東壱町田町内会館	東壱町田6-7	三素子八木	パンザマスト R-313	2004/08	A	4	1875
176	佐野見晴台NO.2	佐野見晴台2丁目広 場	佐野見晴台2-35	三素子八木	パンザマスト R-313	2006/02	B	4	1875
177	若松町NO.2	若松公園	若松町4252-4	三素子八木	パンザマスト R-313B	2007/02	B	4	1875

防災行政無線一覧表

車載型				避難所				市役所	
				常設		現地配備員			
呼出番号	管理課	車両名	ナンバー	呼出番号	設置場所	呼出番号	設置場所	呼出番号	設置場所
1	土木課	ダイナダンプ	3323	148	東小学校	172	東小学校	101	無線室
2	土木課	HR-V	40	149	西小学校	173	西小学校	108	土木課
3	公共財産保全課	プロボックス	2098	150	南小学校	174	南小学校	109	水と緑の課
4	公共財産保全課	トヨタノアX2	9420	151	北小学校	175	北小学校	111	農政課
5	公共財産保全課	プロボックス	7807	152	錦田小学校	176	錦田小学校	117	下水道課
6	水と緑の課	イスズエルフ	5148	153	徳倉小学校	177	徳倉小学校	118	郷土資料館
7	水と緑の課	ダイナトラック	69	154	坂小学校	178	坂小学校	120	北上公民館
8	公共財産保全課	プロボックス	7808	155	佐野小学校	179	佐野小学校	127	中郷公民館
9	土木課	ダイナトラック	41	156	中郷小学校	180	中郷小学校	128	消防団本部
12	公共財産保全課	EKワゴン	7250	157	沢地小学校	181	沢地小学校	129	老人ホーム
13	公共財産保全課	ワゴンR	7537	158	向山小学校	182	向山小学校	130	坂公民館
14	公共財産保全課	EKワゴン	7251	159	北上小学校	183	北上小学校	131	錦田公民館
15	公共財産保全課	ワゴンR	7736	160	山田小学校	184	山田小学校	133	三島消防署
16	公共財産保全課	ワゴンR	7737	161	長伏小学校	185	長伏小学校	139	水道課
17	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5764	162	錦田中学校	186	錦田中学校	140	危機管理課
18	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	54	163	南中学校	187	南中学校	141	箱根の里
19	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5518	164	北中学校	188	北中学校	142	樂寿園
20	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5516	165	中郷中学校	189	中郷中学校	143	生涯学習課
22	公共財産保全課	ワゴンR	7455	166	北上中学校	190	北上中学校	144	スポーツ推進課
23	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	55	167	中郷西中学校	191	中郷西中学校	145	廃棄物対策課
24	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5517	168	山田中学校	192	山田中学校	146	みしま聖苑
25	公共財産保全課	アルト	9236	169	三島北高校	193	三島北高校	147	健康づくり課
26	土木課	エクストレイル	39	170	三島南高校	194	三島南高校	195	社会福祉会館
27	土木課	ハイゼット	239	171	三島長陵高校			201	教育総務課
31	危機管理課	スバルフォレスター	3552	作業班		バイク隊		202	北分署
32	公共財産保全課	プロボックス	2099					203	中郷分遣所
33	環境政策課	ハイゼット	128	呼出番号	設置場所	呼出番号	設置場所	204	錦田分遣所
34	健康づくり課	ハイゼットカーゴ	3609					123	無線室(予備)
35	農政課	ハイゼット	130	102	作業班①	301	バイク隊①	126	無線室(予備)
42	土木課	RAV4	6845	103	作業班②	302	バイク隊②	その他	
43	公共財産保全課	プロボックス	7809	104	作業班③	303	バイク隊③		
44	地域協働・安全課	ワゴンR	3446	106	作業班④	304	バイク隊④	呼出番号	設置場所
51	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	56	107	作業班⑤	305	バイク隊⑤		
53	教育総務課	エブリイ	390	110	作業班⑥	306	バイク隊⑥	132	元山中
54	公共財産保全課	アルト	200	112	作業班⑦	307	バイク隊⑦	135	沼津河川国道事務所
61	公共財産保全課	ワゴンR	7536	113	作業班⑧	308	バイク隊⑧	136	無線室(予備)
62	下水道課	プロボックス	1608	116	作業班⑨	309	バイク隊⑨	137	無線室(予備)
64	下水道課	ハイゼット	2834	119	作業班⑩	310	バイク隊⑩	138	無線室(予備)
				124	作業班⑪	311	バイク隊⑪		
						312	バイク隊⑫		

(免許有効期間:令和8年(2026年)5月31日まで)

令和4年2月現在

IP 無線一覧表

No.	種別	機関名	個別番号	No.	種別	機関名	個別番号
1	市	災害対策本部	IP1	20	医	山口医院	IP9
2	市	危機管理課	IP31	21	医	辻林内科	IP10
3	市	健康づくり課（救護所本部）	IP2	22	医	川崎内科医院	IP11
4	ラ	東京電力パワーグリッド	IP32	23	医	高野内科循環器科クリニック	IP12
5	ラ	JR東海三島駅	IP33	24	医	川島胃腸科・外科クリニック	IP13
6	ラ	伊豆箱根鉄道	IP34	25	医	斎藤医院	IP14
7	ラ	NTT	IP35	26	医	渡辺整形外科	IP15
8	ラ	静岡ガス東部支社	IP36	27	医	がくとう整形外科クリニック	IP16
9	警	三島警察署	IP37	28	医	鈴木整形外科医院	IP17
10	救	西小救護所	IP27	29	医	三愛医院	IP18
11	救	錦田小救護所	IP28	30	医	後藤医院	IP19
12	救	中郷西中救護所	IP29	31	医	とくら山口医院	IP20
13	救	順天堂大学救護所	IP30	32	医	三島共立病院	IP21
14	医	医本部	IP3	33	医	みしま勝和クリニック	IP22
15	医	三島メディカルセンター	IP4	34	医	関野医院	IP23
16	医	三島中央病院	IP5	35	医	岡田じんクリニック	IP24
17	医	三島総合病院	IP6	36	医	安達産婦人科クリニック	IP25
18	医	三島東海病院	IP7	37	医	田中産婦人科医院	IP26
19	医	芹沢病院	IP8				

※【種別】…「市」：市役所、「ラ」：ライフライン事業者、「警」：警察署、
「救」：救護所、「医」：医療団体

三島市簡易無線一覧表

令和6年2月現在

チャンネル	個別番号	市担当課	個別番号	関係機関	チャンネル	個別番号	市担当課	個別番号	関係機関
1	1-1	災害対策本部(固定型)						8-2	白道こども園
2	2-1	危機管理課						8-3	梅の実保育園
3	3-1	災害対策本部(予備)						8-4	中郷南保育園
4								8-5	三島ようらんこども園
5	5-1	災害対策本部	5-3	東小学校	8	8-1	子ども保育課	8-6	恵明キッズフヨウビレッジ
			5-4	西小学校				8-7	中郷西保育園
			5-5	南小学校				8-8	加茂保育園
			5-6	北小学校				8-9	北上保育園
			5-7	錦田小学校				8-10	恵明保育園 静岡恵明学園乳児部
			5-8	徳倉小学校				8-11	恵明キッズコスモスピレッジ
			5-9	坂小学校				8-12	恵明キッズサクラビレッジ
			5-10	佐野小学校				8-13	若葉保育園
			5-11	中郷小学校				8-14	静岡恵明学園児童部
			5-12	沢地小学校				8-15	加茂川町保育園
			5-13	向山小学校				8-16	伊豆佐野保育園
			5-14	北上小学校				8-17	緑町佐野保育園
			5-15	山田小学校				8-18	錦田保育園
			5-16	長伏小学校				8-19	青木保育園
			5-17	錦田中学校				8-20	光ヶ丘保育園
			5-18	南中学校				8-21	東幼稚園
			5-19	北中学校				8-23	南幼稚園
			5-20	中郷中学校				8-24	北幼稚園
			5-21	北上中学校				8-25	錦田幼稚園
			5-22	中郷西中学校				8-26	徳倉幼稚園
			5-23	山田中学校				8-27	坂幼稚園
			5-24	三島北高校				8-28	松本幼稚園
			5-25	三島南高校				8-29	大場幼稚園
			5-26	三島長陵高校				8-30	旭ヶ丘幼稚園
6	6-1	市民課	6-2	北上公民館				8-31	沢地幼稚園
7	7-1	介護保険課 障がい福祉課 福祉総務課	7-2	玉渕園	9	9-1	土木課	9-2	建設事業協同組合
			7-3	御寿園				9-3	建設業協力会
			7-4	あかなすの里				10-1	水道課
			7-5	北上の郷				10-2	指定上下水道工事店協同組合
			7-6	ふるさとの丘				11-1	下水道課
			7-7	いづテラス				11-2	浄化センター
			7-8	南二日町					
			7-9	玉沢昭寿園					
			7-10	ケアハウストマト館					
			7-11	佐野あゆみの里					
			7-12	みはらしの丘					
			7-13	みはらしの里					
			7-14	梅名の里					
			7-15	ラ・サンテふよう				8-22	危機管理課(予備)

※85台のグループで秘話機能設定済

合計 85 台

自主防災組織用簡易無線一覧表

令和4年2月現在

チャンネル	個別番号	指定避難所	個別番号	貸与自治会	貸与年度
16	16-1	東小学校	16-3	大社町	R1
			16-4	東本町1丁目	R1
			16-5	東本町2丁目	R1
			16-6	日の出町	R1
			16-7	東町	R1
			16-8	南二日町※南小分と兼用	R1
			16-9	大宮町2丁目	R1
			16-10	川原ヶ谷	H30
			16-11	雪沢	H30
			16-12	南本町御殿	R1
17	16-2	南小学校	16-13	南本町高台	R1
			16-14	北田町	R1
			16-15	中田町北	R1
			16-16	中田町南	R1
			16-17	南田町	R1
			16-18	富田町	R1
			16-19	南本町新御殿	R1
			17-3	加屋町	R1
			17-4	清住町	R1
			17-5	三好町	R1
17	17-1	西小学校	17-6	西本町	R1
			17-7	栄町	R1
			17-8	西若町	R1
			17-9	緑町	R1
			17-10	南町	R1
			17-11	広小路町	R1
			17-12	泉町	R1
			17-13	寿町	R1
			17-14	本町大中島	R1
			17-15	本町小中島	R1
17	17-2	南中学校	17-16	青木	R1
			17-17	新谷	R1
			17-18	玉川	R1
			17-19	平田	R1
			17-20	藤代町	R1
			17-21	モナーク三島	R1
			17-22	ウィステリア三島青木	R1

18	18-1	北小学校	18-4	文教町1丁目	H30
			18-5	合同宿舎文教住宅	H30
			18-6	幸町	H30
			18-7	幸原町	H30
			18-8	サンステージ壱町田	H30
	18-2	北中学校	18-9	文教町西	R1
			18-10	加茂川町1区	R1
			18-11	加茂川町2区	R1
			18-12	シャルマンコーポ	R1
			18-13	壱町田1丁目	R1
			18-14	壱町田2丁目	R1
			18-15	県営壱町田やまがみ団地	R1
			18-16	マルシオン・マルジュ	R1
			18-17	東壱町田	R1
			18-18	シャリエ三島壱町田	R1
			18-19	かわせみタウン壱町田	R1
	18-3	三島北高校	18-20	芝本町	R1
			18-21	一番町	R1
			18-22	中央町	R1
			18-23	中央町2区	R1
			18-24	文教町2丁目	R1
			18-25	大宮町1丁目	R1
			18-26	大宮町3丁目	R1
			18-27	文教町東岩崎	R1
19	19-1	錦田小学校	19-3	小山中島	H30
			19-4	小山	H30
			19-5	谷田	H30
			19-6	御門	H30
			19-7	竹倉	H30
			19-8	玉沢※坂小分と兼用	H30
			19-9	谷田城の内	H30
			19-10	東富士見	H30
			19-11	西富士見	H30
			19-12	並木	H30
			19-13	柳郷地	H30
			19-14	ヴァンヴェール遺伝坂	H30
			19-15	市営柳郷地住宅	H30
			19-16	市営谷田住宅	H30
	19-2	坂小学校	19-17	台崎	H30
			19-18	元山中	H30
			19-19	市山新田	H30
			19-20	三ツ谷	H30
			19-21	笹原	H30
			19-22	山中	H30
			19-23	箱根坂	H30

20	20-1	佐野小学校	20-3	佐野	H30		
			20-4	見晴台	H30		
	20-2	錦田中学校	20-5	押切	H30		
			20-6	桜ヶ丘	H30		
			20-8	愛宕	H30		
			20-9	緑ヶ丘	H30		
			20-10	塚原	H30		
			20-11	阿部野	H30		
			20-12	塚の台	H30		
			20-13	小山台	H30		
			20-14	塚原台	H30		
			20-15	シャリエ三島松が丘	H30		
			20-16	松が丘	H30		
			20-17	塚原下原	H30		
	21-1	徳倉小学校	21-3	徳倉第1	H29		
21			21-4	徳倉第2	H29		
			21-5	徳倉第3	H29		
			21-6	徳倉第4	H29		
21-2	沢地小学校	21-7	富士ビレッジ	H29			
		21-8	沢地	H29			
		21-9	千枚原	H29			
		21-10	光ヶ丘1丁目	H29			
		21-11	光ヶ丘3丁目	H29			
		21-12	光ヶ丘県営住宅	H29			
		21-13	光ヶ丘市営住宅	H29			
		21-14	富士見台	H29			
22	22-1	向山小学校	22-3	夏梅木	H29		
			22-4	中	H29		
			22-5	錦が丘	H29		
			22-6	北沢	H29		
			22-11	サンステージ向山王の郷	R1		
			22-12	サンステージ向山はにまるタウン	R1		
	22-2	中郷小学校	22-7	梅名	H29		
			22-8	中島	H29		
			22-9	八反畠	H29		
			22-10	鶴喰	H29		
23	23-1	中郷中学校	23-3	大場※南高分と兼用	H29		
			23-4	多呂	H29		
	23-2	三島南高校	23-5	パサディナ	H29		
			23-6	東大場	H29		

24	24-1	北上小学校	24-3	萩	H29
			24-4	徳倉第5	H29
			24-5	徳倉第6	H29
			24-6	エンゼルハイム芙蓉台	H29
	24-2	北上中学校	24-7	芙蓉台	H29
25	25-1	山田小学校	25-3	若松町	H30
			25-4	西旭ヶ丘	H30
			25-5	青葉台	H30
			25-6	山田	H30
			25-7	旭ヶ丘	H30
			25-8	山田住宅	H30
	25-2	山田中学校	25-9	加茂	H30
			25-10	市営加茂住宅	H30
			25-11	小沢	H30
			25-12	初音台	H30
			25-13	三恵台	H30
			25-14	初音	H30
26	26-1	長伏小学校	26-3	長伏	H29
			26-4	御園	H29
	26-2	中郷西中学校	26-5	松本	H29
			26-6	安久	H29
-	-	-		三島市自治会連合会長	R2
				東部地区自治会連合会長	R2
				中部地区自治会連合会長	R2
				西部地区自治会連合会長	R2
				北上地区自治会連合会長	R2
				錦田地区自治会連合会長	R2
				中郷地区自治会連合会長	R2

衛星携帯電話一覧表

令和6年3月現在

No.	所属名	電話番号	機種	型式	契約先
1	市長				
2	災害対策本部				
3	危機管理課				
4	健康づくり課				
5	消防本部司令室				

公用携帯電話一覧表

令和4年2月現在

所 有 課	番 号	メールアドレス（使用場所）	災害 優先	防水 仕様	備考
危機管理課			○	○	
危機管理課			○	○	
危機管理課			○	○	
危機管理課			○	○	スマホ
危機管理課				○	スマホ
危機管理課				○	スマホ
危機管理課				○	
危機管理課				○	
危機管理課			○	○	スマホ
危機管理課				○	

特設公衆電話一覧表

令和4年2月現在

No	避難所名	台数	電話番号①	電話番号②	電話番号③	電話番号④	電話番号⑤	電話番号⑥
1	東小学校	2						
2	西小学校	3						
3	南小学校	2						
4	北小学校	2						
5	錦田小学校	1						
6	向山小学校	3						
7	山田小学校	3						
8	坂小学校	1						
9	徳倉小学校	2						
10	沢地小学校	4						
11	北上小学校	1						
12	佐野小学校	2						
13	中郷小学校	3						
14	長伏小学校	1						
15	錦田中学校	2						
16	南中学校	2						
17	北中学校	6						
18	北上中学校	1						
19	中郷中学校	3						
20	中郷西中学校	3						
21	山田中学校	3						
22	三島北高等学校	3						
23	三島南高等学校	2						
24	南二日町広場	1						
25	市役所本館	3						
合計		59						

※電話番号については非公開情報

※発信専用

※訓練で使用する場合は、NTT静岡支店災害対応窓口（054-205-9122）に連絡が必要

三島市情報及び広報活動等実施要領

昭和 58 年 6 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、市が東海地震に係る地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）の招集、警戒宣言の発令又は地震発生に伴う情報及び広報活動並びに職員の動員方法について必要な事項を定める。

(判定会の招集に係る情報処理及び職員の動員等)

第 2 条 判定会の招集に係る情報処理及び職員の動員等は別表 1 の方法によるものとする。

2 本部室員は前項以外の方法により判定会の招集を知ったときは、出動指示を待つことなく参集するものとする。

(動員方法)

第 3 条 前条の規定により勤務時間外に職員の動員を行う場合、その伝達方法については、迅速かつ、正確を期するため次により行うものとする。

(1) 「判定会の招集がありました。出動してください。」

この通報を受けた場合、本部室員は直ちに参集する。

(2) 「判定会の招集がありました。自宅で待機して下さい。」

この通報を受けた場合、本部職員及び現地配備員は直ちに出動できる体制をととのえ、テレビ・ラジオによる報道並びに同報無線等による情報を聴取し、警戒宣言の発令を確認次第所定の場所へ出動する。

2 前条の規定により勤務時間中に、職員の動員を庁内放送又は電話で連絡する場合は次により行う。

(1) 判定会の招集の場合

「判定会の招集がありました。本部室員は直ちに総合防災センターに集まって下さい。」

(2) 警戒宣言発令の場合

「警戒宣言発令、本部職員及び現地配備員は直ちに所定の場所に出動して下さい。」

3 本部所属以外の職員の動員は次により行う。

(1) 勤務時間中にあっては、所属の班長の指示により待機する。

(2) 勤務時間外の場合にあっては、特に所属の班長からの指示がない限り、動員要請に応ずることができるよう準備し、自宅待機するものとする。

4 地震予知情報がなく、地震が発生した場合、男子職員（一部の女子職員を含む。）は直ちに所定の場所に出動するものとする。

(動員の例外)

第 4 条 第 2 条、第 3 条の規定に基づき、動員する職員のうち病気等により加療中の者及び所属長があらかじめ動員することが困難と認められる者については、この限りでない。

(警戒宣言、地震予知情報等の受理、伝達等)

第 5 条 県から伝達される警戒宣言及び地震予知情報を受理した場合、その情報処理のうち、情

報収集については、防災担当課が行い、警戒宣言その他情報等を市民に対し、普遍的に伝達する場合については、広報担当課及び消防本部が担当し、同報無線・サイレン等により行うものとする。

(応急対策に必要な情報の収集、伝達)

第 6 条 警戒宣言の発令又は地震発生に伴い、市内における流言飛語、民心の動搖及び治安の乱れ等、各種の混乱を防止するため、応急対策を迅速かつ効果的に実施できるよう情報の種類、収集及び伝達の方法を別表 2 により行うものとする。

(収集及び伝達すべき情報の調達)

第 7 条 警戒宣言発令後及び地震発生後の情報の収集、伝達は主に広域避難場所を通じ、防災行政無線で行う。

このため警戒本部又は三島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）で行う無線統制を遵守し、報告する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。

(広 報 媒 体)

第 8 条 市民が応急対策を実施するために必要な情報等の伝達は、次の広報媒体により行うものとする。

- (1) 同報無線
- (2) 防災行政無線（広域避難場所、孤立地区）
- (3) 広報車、消防車等
- (4) サイレン
- (5) テレビ、ラジオ
- (6) 市民メール、インターネット、SNS 等

(県警戒本部又は県災害対策本部への報告)

第 9 条 警戒本部又は災害対策本部は、次の各項を確認したときは、県防災行政無線により、静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）又は静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）の東部方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へ、そのつど状況を報告する。

- (1) 避難対象地域又は要避難地区の市民等が避難を完了したとき。
- (2) 避難における混乱が発生したとき。
- (3) 各種の被害状況及びその対応状況を把握したとき。
- (4) その他必要な事態が生じたとき。

(指令・指示)

第 10 条 本部長は第 6 条に掲げる事項を的確かつ円滑に実施するため、各部長に警戒（災害）本部指令書（様式第 1 号）により必要な事項を指令するものとする。

2 各部長は前項による指令を受理したときは、担当班長に指示書（様式第 2 号）により、必要な事項を指示するものとする。

3 各部長は第 6 条に掲げる事項以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により担当班長に当該情報の収集及び伝達を指示するものとする。

(上司への報告)

第 11 条 各班長は前条の指令・指示に基づく処置、その他地震防災応急対策等に係る必要な情報

の収集及び確認をしたときは、次により直ちに上司に報告するものとする。

- (1) 状況報告書（様式第3号）
- (2) 応急対策実施状況報告書（様式第4号）
- (3) 避難状況報告書（様式第5号）
- (4) 被害報告書（様式第6号）
- (5) 救護所開設状況報告書（様式第7号）

附 則

この要領は昭和58年6月1日から適用する。

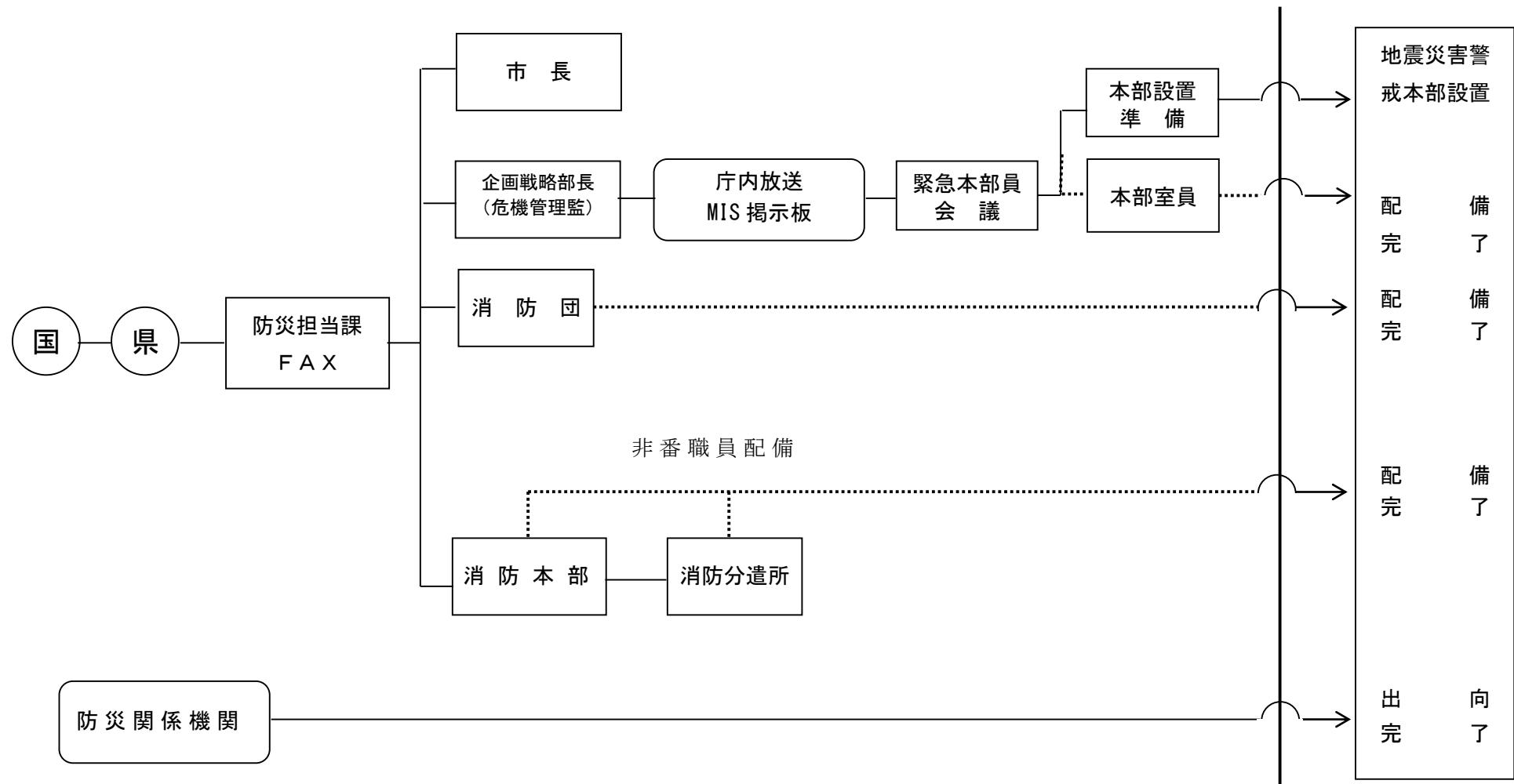
別 表 1

情報伝達ルート（勤務時間中の場合）

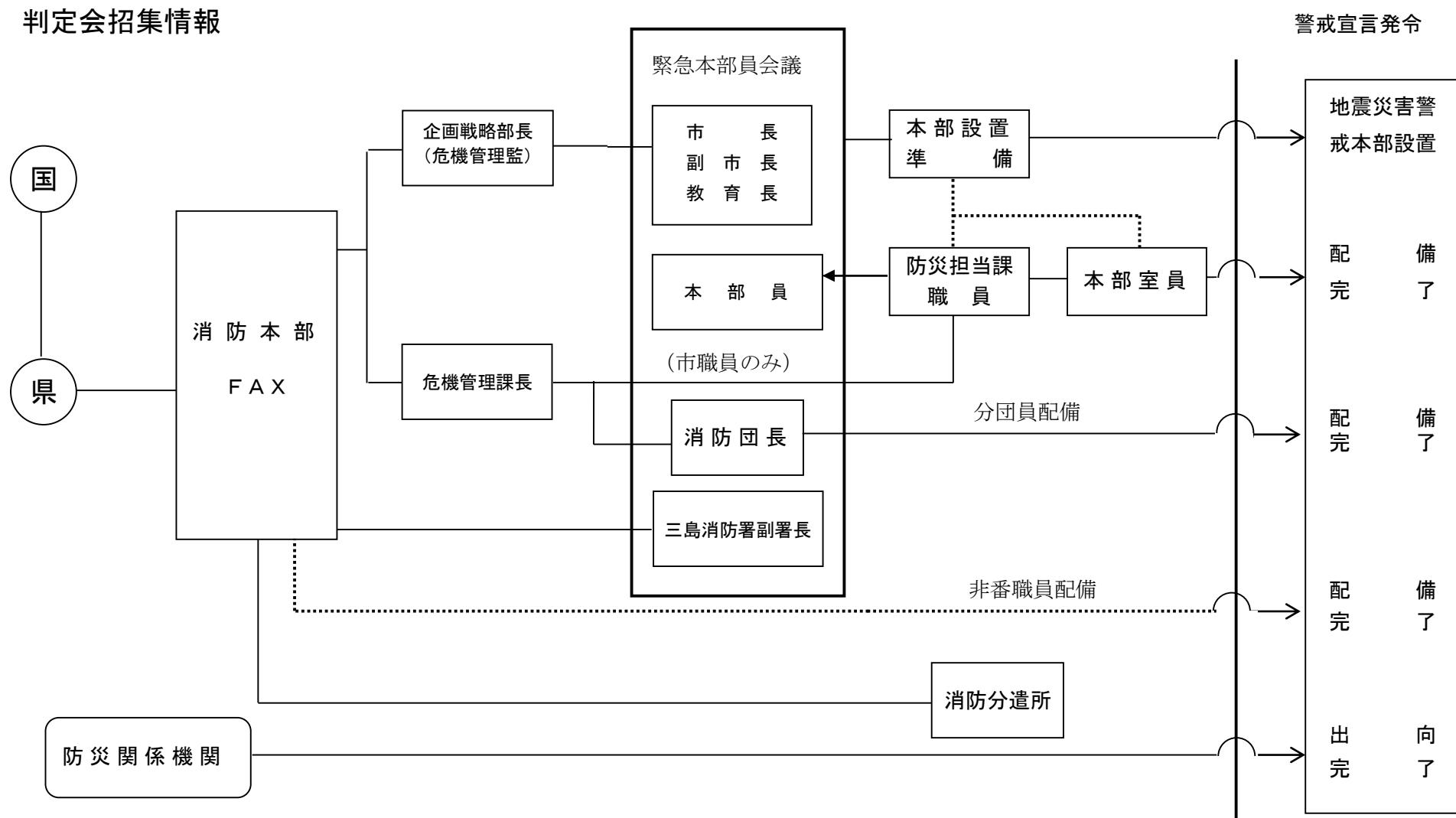
—— 電 話
..... 人の動き

判定会招集情報

警戒宣言発令



情報伝達ルート（勤務時間外の場合）



別表2

情報・広報の種類及び収集・伝達ルート一覧表

区分 A 情報を得た場合直ちに
 B 可及的速やかに
 C 必要の生じたとき

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	判定会招集 連絡報 警戒宣言 (地震予知情報) 大規模地震 関連情報	規模、時期 震源域	<pre> graph LR 国[国] --> 県本部[県本部] 県本部 --> 市本部[市本部] 市本部 --> 住民[住民] 県本部 --> 県出先[県出先] 県本部 --> 各防災[各防災関係機関] 県本部 -.-> 報道[報道関係] 県本部 -.-> 県警備[県警備本部] 県警備 --> 三島[三島警察署] 三島 --> 駐在所[駐在所派出所] 住民 --> 県本部 </pre>	文案1 文案2
A	気象情報	気象象 水象 地象	<pre> graph LR 気象台[気象台] --> 県本部[県本部] 測候所[測候所] --> 県本部 県本部 --> 東部[東部地域局] 県本部 --> 市本部[市本部] </pre>	

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	避難指示 警戒区域の設定	1. 時期 2. 設定箇所	<pre> graph LR A[市本部] --> B[東部地域局] A --> C[三島警察署] B --> D[県本部] C --> E[県警備本部] </pre>	文案3
A	避難における混乱状況	1. 危険・異常の事態 2. 応急措置実施状況	<pre> graph TD A[市本部] <--> B[東部地域局] A <--> C[県本部] A <--> D[国] A <--> E[現地配備員] A <--> F[駐在所派出所] B <--> C B <--> D B <--> E B <--> F C <--> D C <--> E C <--> F E <--> F F --> G[県警備本部] </pre>	
B	避難状況(完了)報告	1. 避難場所 2. 避難者数 3. 救護をする者の数 4. 救護の保護措置	<pre> graph TD A[市本部] --> B[東部地域局] B --> C[県本部] C --> D[国] D --> E[現地配備員] E --> A </pre>	

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	社会秩序の状況	1. デマの発生状況 2. 犯罪の発生状況	<pre> graph LR MH[市本部] <--> EDJ[東部地域局] EDJ <--> PH[県本部] PH <--> PEH[県警備本部] PEH <--> ZPS[三島警察署] ZPS <--> DS[駐在所派出所] DS <--> LEH[現地配備員] LEH <--> DS </pre>	
B	交通機関の運行状況 国鉄・私鉄 バス	1. 運行の停止 2. 乗客に対する措置	<pre> graph LR GM[各交通機関] --> PH[県本部] PH --> EDJ[東部地域局] EDJ --> MH[市本部] MH --> ZL[住民] EDJ --> RM[報道機関] ZL --> RM </pre>	文案2 ②
A	交通状況	道路交通の混乱状況 (主要国道県道)	<pre> graph TD TS[三島警察署] --> PEH[県警備本部] PEH --> RM[報道機関] RM --> ZL[住民] PEH <--> PH[県本部] PH --> EDJ[東部地域局] EDJ --> MH[市本部] MH --> ZL </pre>	文案2 ③
A	交通対策の実施状況	広域交通規制の実施状況	<pre> graph TD PEH[県警備本部] --> PH[県本部] PH --> EDJ[東部地域局] EDJ --> MH[市本部] MH --> ZL[住民] PEH <--> HK[他県] PEH --> TS[三島警察署] TS --> EDJ TS --> RM[報道機関] RM --> ZL </pre>	文案2 ③

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	観光客等の状況	1. 場所・人数 2. 帰宅希望者の行き先と人數	<pre> graph LR A[旅館業] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] E[交通機関等] --> B </pre>	
A	都市ガス等地震防災応急対策実施状況	供給状況と災害応急対策の準備状況	<pre> graph TD A[ガス会社] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] D --> E[報道機関] E --> F[住民] F --> B </pre>	
B	水道の応急対策準備状況	準備している資機材配備体制	<pre> graph TD A[市営水道] <--> B[簡易水道] B --> C[市本部] C --> D[東部地域局] D --> E[県本部] E --> F[報道機関] F --> G[住民] G --> C </pre>	
B	消防・水防の活動準備状況	配備体制	<pre> graph TD A[市本部] --> B[東部地域局] B --> C[県本部] C --> D[報道機関] D --> E[住民] E --> A F[三島警察署] </pre>	文案2 ①

区分	項目	細目	ルート図	備考
B	福祉施設の対応状況	引渡し避難状況	<pre> graph LR A[Welfare Facility] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] </pre>	
B	主要病院の対策状況	1. 診療の状況 2. 避難状況	<pre> graph LR A[病院] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] </pre>	文案2 ⑤
B	私立学校の対応概況	生徒の引渡し	<pre> graph TD A[学校] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] D --> E[報道機関] E --> F[住民] F --> D </pre>	文案2 ④
B	公立学校の対応概況	生徒の引渡し	<pre> graph TD A[学校] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] D --> E[報道機関] E --> F[住民] F --> D A --> G[県教育事務所] </pre>	文案2 ④

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	救護所の開設状況	設置場所	<pre> graph TD 市民[市民] --> 市本部[市本部] 市本部 --> 東部地域局[東部地域局] 三島警察署[三島警察署] --> 東部地域局 市本部 --> 県本部[県本部] 東部地域局 --> 県本部 県本部 --> 県医師会[県医師会] 県本部 --> 市医師会[市医師会] </pre>	文案2 ⑤
B	復旧用重機の把握	業社名・場所品目・数量	<pre> graph TD 建設業者[建設業者] <--> 市本部[市本部] 建設業者 <--> 東部地域局[東部地域局] 建設業者 <--> 土木事務所[土木事務所] </pre>	
B	電話の地震防災応急対策実施状況	利用状況と災害応急対策の準備状況	<pre> graph TD NTT[NTT] <--> 市本部[市本部] 市本部 --> 東部地域局[東部地域局] 東部地域局 --> 県本部[県本部] 県本部 --> 報道機関[報道機関] 報道機関 --> 住民[住民] 住民 --> 市本部 </pre>	

区分	項目	細目	ルート図	備考
B	電力の地震防災応急対策実施状況	供給状況と災害応急対策の準備状況	<pre> graph TD TE[東電] <--> MB[市本部] MB --> ED[東部地域局] ED --> KB[県本部] KB --> RM[報道機関] RM --> ZM[住民] ZM -- feedback --> MB </pre>	
C	主要食糧のあっ旋の要請	品目・数量 場所・時期	<pre> graph LR MB[市本部] --> ED[東部地域局] ED --> KB[県本部] KB --> KDA[県調達協定先] MB --> MDA[市調達協定先] </pre>	
C	物品のあっ旋の要請	品目・数量 場所・時期	<pre> graph LR MB[市本部] --> ED[東部地域局] ED --> KB[県本部] KB --> KDA[県調達協定先] MB --> MDA[市調達協定先] </pre>	
C	災害派遣要請	1. 災害状況 2. 派遣を必要とする理由 3. 派遣を必要とする期間 4. 派遣を必要とする人員 5. 区域	<pre> graph LR MB[市本部] --> ED[東部地域局] ED --> KB[県本部] KB --> SD[自衛隊] </pre>	

区分	項目	細目	ルート図	備考
C	緊急事態に 伴う対策要 請	地震防災 応急対策に 伴う事態		
C	緊急広報の 要請	避難等		
C	緊急患者 輸送の要請	場所・病状		
C	緊急輸送 の要請	燃料・輸送 手段・要員		

警戒宣言等の文案一覧表

文 案 1

警戒宣言発令情報の伝達及び住民への呼びかけ

市民のみなさん、三島市長の〇〇〇〇です。ただいまのサイレン・半鐘は東海地震の警戒宣言の発令を知らせるものです。この地震が発生すると市内では震度6弱以上の激しい揺れが予想されますので、市民のみなさんは、各家庭や職場で次の防災対策を実施して下さい。

- 1 火の始末、消火器の点検、消火の準備をして下さい。
- 2 飲料水、消火用水の汲みおきをして下さい。
- 3 身軽で安全な服装に着替えて下さい。
- 4 非常持出品の点検と準備をして下さい。
- 5 テレビ・ラジオからの正しい情報をつかんで下さい。

文 案 2

市内各機関の対応状況と住民への呼びかけ

三島市役所からお知らせします。東海地域で（2～3日、数時間）以内に大地震が発生する恐れが強くなり、内閣総理大臣は本日〇〇時〇〇分東海地域に警戒宣言を出しました。

三島市ではただちに地震災害警戒本部を設置し、防災体制を固めました。

ここで、市内の各機関の対応状況をお知らせします。

① 消 防

消防署では、地震発生に備えて消防自動車がいつでも出動できる態勢をとっています。市民のみなさんは火の始末を確認し、ガスの元栓は必ずしめて下さい。また消火の準備や、倒れ易い家具などの整理も忘れずに行って下さい。

② 交通機関

市内の交通機関の対応についてお知らせします。

警戒宣言が発令されたため市内のバスと鉄道はすべて運転をとりやめています。

また、運行中の列車・バスは最寄りの安全な駅または営業所で運転を打ち切りました。

警戒宣言発令中は市内のバスや鉄道は一切動きませんのでご注意下さい。

③ 道路交通

道路交通情報です。市内の道路は〇〇〇なので渋滞のため通行できません。〇〇線も〇〇で交通事故多発のため渋滞しています。次の地区では〇〇のため交通規制がしかれています。現在、警戒宣言が発令されています。自動車の運転はやめて下さい。現在走行中の車はただちに路肩に停止し、警察官等の指示に従って下さい。

④ 学校・幼稚園・保育園

市内の保育園・幼稚園・小中学校・高校で幼児・児童・生徒の父兄引き渡しと集団下校が順調に行われています。

父兄の方が迎えに来られない幼児・児童・生徒や遠距離通学の生徒は、学校などで安全に保護しておりますのでご安心下さい。

警戒宣言発令中は、市内のすべての保育園・幼稚園・小中学校・高校はお休みです。
(適宜くり返す。)

⑤ 救急医療

病院等の診療状況についてお知らせします。

市内の病院・医師などでは、新たな外来患者の受付を中止しているところがあります。
救急患者につきましては、救護病院をはじめとして、仮設救護病院で受け入れ体制がで
きております。

文 案 3

避難指示

三島市役所よりお知らせします。市長は〇〇（避難対象地域）に対して避難指示を出しま
した。

要避難対象地域のみなさん、速やかに指定の避難場所へ避難して下さい。

災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針

災害時における安否不明者等の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からぬ者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者等の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありますながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながることとなる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- （例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
- ・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
- ・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

(参考) 府政防第972号、消防災第132号（令和3年9月）
 通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」
 「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。
 「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡
 の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。
 - ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。
- 市町は県が公表した情報を共有する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担
 が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 被災したことが明らかであり、捜索対象場所が特定されているなど
 行方不明であることが高い確度で判明している場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約6～12時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からぬ者の捜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、捜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から24時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者情報の提供するよう依頼する。

- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から48時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第86条の15の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね1週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例(条例第58号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条(取得の制限) 第2項 第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条(利用及び提供の制限) 第2項 第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第86条の15(安否情報の提供等) 第1項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝(災害発生から約44時間後)、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった(同意)

を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難)が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した(警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため)。

7月5日20:30(災害発生から約58時間後)、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15(約74時間後)、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱(輻輳)することなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備(あらかじめの備え)

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったので、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話(番号・回線)やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのでなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することができないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、隨時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)について
は、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、
関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁
へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際
には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防応第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

- ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの
- イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの
- ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの
- エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定
- オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの
- カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、
その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなけ

ればならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第82号）

第4条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例(条例第58号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項 第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項 第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な捜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成24年3月消防応第49号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）

からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護の考え方にはじめ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

(2) 公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、捜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検査及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死者の情報を県に提供（複数の場合は死者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】**1 防災基本計画（国）**

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡**（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡**

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例（条例第58号）による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。（県法務文書課）

3 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」